

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	保育園事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、保育園事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

令和6年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育園事務
②事務の概要	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ②申込等に係る書類審査及び入所選考 ③入所決定及び保育料決定 ④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥保留、待機児童の管理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項 平成26年内閣府・総務省令第5号第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 13項 番号法別表第二主務省令第8条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局
②所属長の役職名	教育次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1,000人未満(任意実施)]	
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、マイナンバーの信性確認を行うとともに、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生しないようリスク対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[☐] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	[☐] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[☐] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された書類等については、施錠できるキャビネット等へ保管するなど、紛失・盗難等の防止策を講じている。書類を廃棄する際は、シュレッダーや償却、溶解等の復元不可能な手段を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I－5. ②所属長	教育次長 山崎 泰代	教育次長 宮脇 健太郎	事後	
令和4年4月1日	I－5. ②所属長	教育次長 宮脇 健太郎	教育次長	事後	
令和4年4月1日	I－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 13項	番号法第19条第8号 別表第二 13項	事後	法改正に伴う変更(号ずれ)
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援システム、電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)	事前	